



平成30年度全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 下角 圭司

全国労働衛生週間が、10月1日から7日まで実施されます。昭和25年から全国安全週間とは独立して開催され、今年で第69回を迎えます。本年度のローガンは、

『**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**』

です。昨年度に引き続き、働き方改革というキーワードが表現されています。

働き方改革関連法が本年7月に成立し、企業においてはこれまで以上に、長時間労働の是正及び過重労働による心身両面の健康障害防止に関し、労働時間等設定改善委員会、安全衛生委員会等で審議し、実効ある対策を講ずることにより、「快適な職場環境づくり」を推進することが求められます。一方、労働者にとって、安全・安心な職場は、モラル（士気）を高め、労働生産性を向上させ、働き方改革に資するものです。

さて、三重県内の労働衛生を取り巻く現状は次のとおりです。

- 一般労働者の総実労働時間は、近年、年間2,000時間以上の高水準で推移しており、平成29年は2,047時間となっています。何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、全体としては8割近いものの、規模50人未満の事業場では58.2%にとどまっています。また、昨年度県内においては、脳・心臓疾患事案（6件）及び精神障害事案（1件）が労災認定されている状況にあります。
- 本年は異常高温で県内の各地で最高気温を更新し、産業労働の場に限らず熱中症により、死亡に至った事例も発生しております。熱中症は予防と同時に、熱中症が疑われた場合は躊躇せず医療機関へ搬送するのが、重篤化させない管理となります。
- 全国的に、膀胱がんや肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質のラベル表示やSDS（安全データシート）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合が低調な状況です。
- 病気を抱えながら仕事をしている方は日本の労働人口の約3人に1人を占めており、職場に治療と仕事を両立するための勤務制度や休暇等が整備されていない等を理由に離職したり、治療と職業生活の両立に苦慮している方々も少なくない状況です。

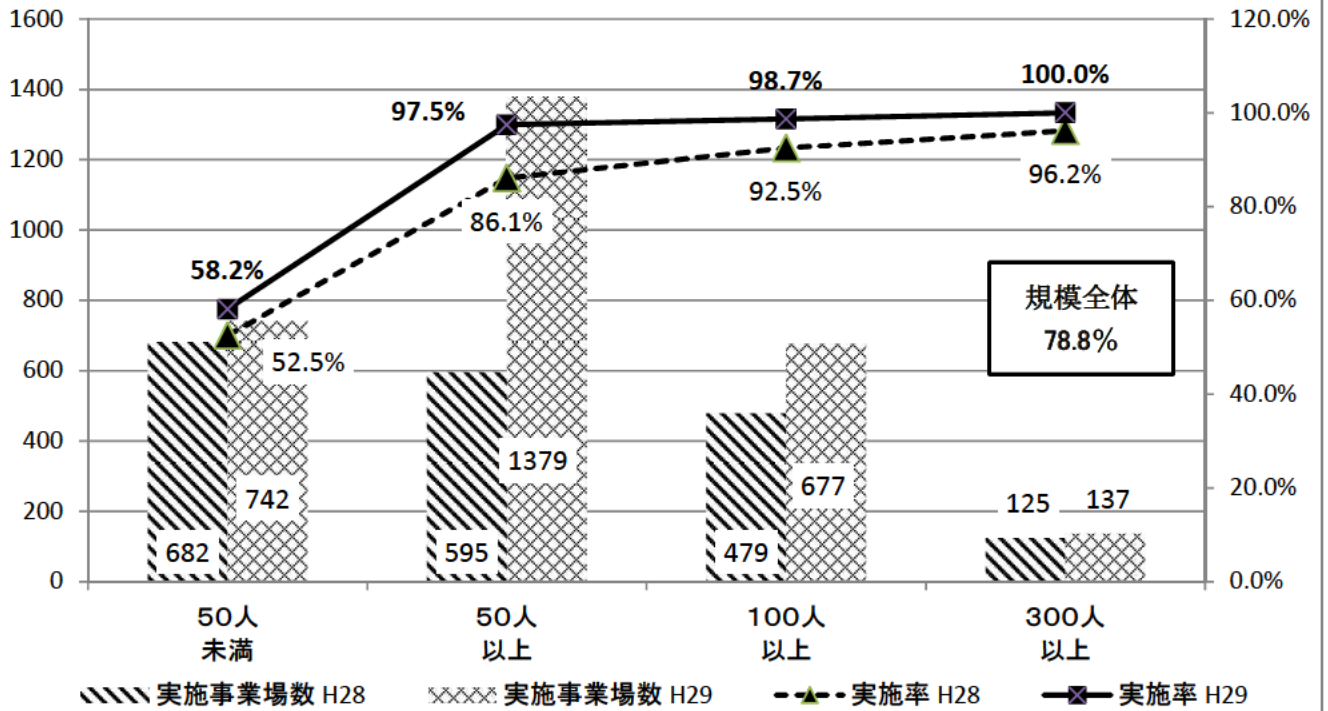
このような状況を踏まえ、本年が初年度となる三重労働局第13次労働災害防止計画では、特に、次の対策を推進することとしています。

- 長時間労働等過労死等のリスクが高い労働者を見逃さないため、本人の申し出にかかわらず医師による面接指導の実施、長時間労働の是正など事後措置の徹底。
- 50人未満事業場におけるメンタルヘルス対策に対する取組の推進。
- 事業者自らがSDSを入手する等リスクアセスメントによる化学物質管理の推進。
- 病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援のための事業場における勤務環境の整備、医療機関との連携及び両立支援プラン作成の推進。

最後に、働き方改革は、『働き方を人（労働者）に合わせる』ことに尽きます。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するためにも、治療と仕事の両立、過重労働の解消、メンタルヘルス対策の実施等により、誰もが安心して健康に働くことのできる環境が整備されていくことを祈念いたします。

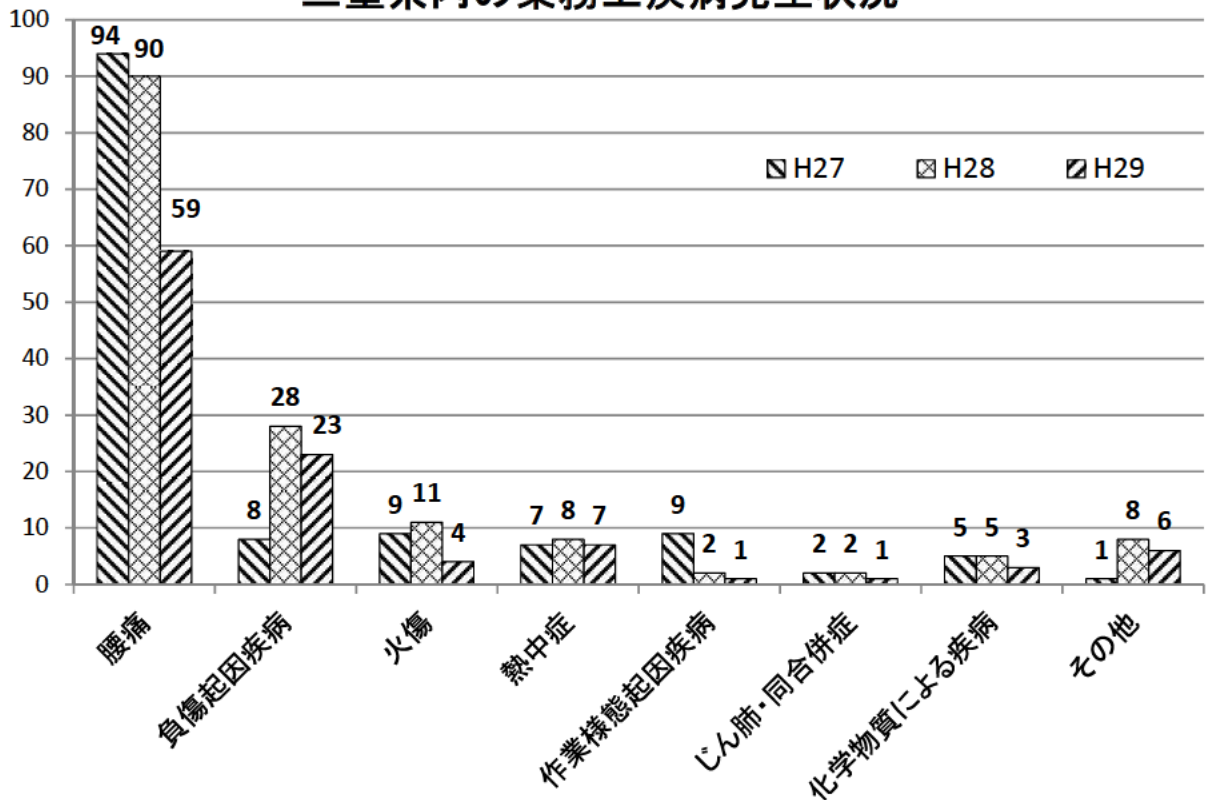


三重県内のメンタルヘルス対策取組状況



※三重労働局「年間安全衛生管理計画実施結果報告書」より

三重県内の業務上疾病発生状況



※労働者死傷病報告より